

## 柏郵便局における通知文書の誤配達について

### 1 概要

(1) 令和8年1月9日、柏市健康医療部高齢者支援課が作成した、個人の住所、氏名、生年月日、性別、介護保険の被保険者番号、要介護認定結果、認定年月日、認定の有効期間、区分支給限度基準額及び介護保険の利用者負担の割合が記載されている書類を、柏郵便局が誤って別人に対して配達したもの

(2) 令和8年1月19日、柏市健康医療部高齢者支援課が作成した、住所、氏名、生年月日、性別、介護保険の被保険者番号、要介護認定結果、認定年月日、認定の有効期間、区分支給限度基準額及び居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者の事業所の名称が記載されている書類を、柏郵便局が誤って別人に対して配達したもの

### 2 経緯

#### (1)

ア 令和8年1月13日（火）午後2時30分

柏郵便局から高齢者支援課に対して電話があり、書類が別人に誤配達されたことを覚知

イ 同日 午後3時30分

柏郵便局が回収物を高齢者支援課へ持参

ウ 同日 午後4時

柏郵便局とともに正しい配達先を訪問、事案の概要、経緯を説明し、謝罪を行った。

#### (2)

ア 令和8年1月20日（火）午後2時30分

柏郵便局から高齢者支援課に対して電話があり、書類が別人に誤配達されたことを覚知

イ 同日 午後5時15分

柏郵便局が回収物を高齢者支援課へ持参

ウ 同日 午後5時55分

柏郵便局とともに正しい配達先を訪問、事案の概要、経緯を説明し、謝罪を行った。

### 3 原因

(1) 郵便局員が十分に住所の確認を行わなかったため（異なる町名で住所の「～丁目」以下及び氏名の氏が同一）。

(2) 郵便局員が住所及び氏名の確認を怠ったため（同一町内で住所の「～丁目」以

下及び氏名が異なる)。

#### 4 再発防止策

- (1) 柏郵便局に対して、今後、誤配達を起こさぬよう注意喚起を行うとともに、内規に則した配達をより徹底するよう依頼した。
- (2) 柏郵便局に対して、今後、誤配達を起こさぬよう注意喚起を行うとともに、内規に則した配達をより徹底するよう依頼した。

**【本件に関するお問い合わせ先】**

柏市健康医療部高齢者支援課

電話 04-7167-1134